

広島県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十四年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月日
世羅中央病院 企業団	三原市久井町江木 五〇番地一	公立くい病院	三原市久井町江木 五〇番地一	平成二十三年九 月三〇日
世羅中央病院 企業団	三原市久井町江木 五〇番地一	公立くい病院 「居宅介護支 援事業所」	三原市久井町江木 五〇番地一	平成二十三年九 月三〇日
有限会社上西	尾道市美ノ郷町中 野一〇六八番地一	あけぼの訪問 介護事業所	尾道市美ノ郷町中 野一〇六八番地一	平成二十一年一二 月三二日
有限会社上西	尾道市美ノ郷町中 野一〇六八番地一	あけぼの居宅 介護支援事業 所	尾道市美ノ郷町中 野一〇六八番地一	平成二十三年三 月三二日